

2014.12.24

【第三種郵便物認可】

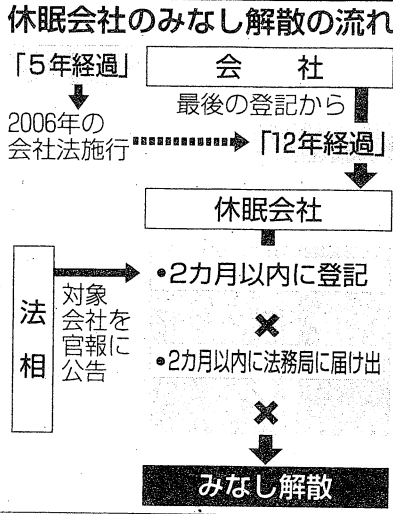
休眠会社、毎年整理へ

法務省、来年度から 犯罪悪用防ぐ

登記していても経営実体のない休眠会社の整理を進める法務省は24日までに、これまで5〜12年おきだった職権による「みなし解散」を来年度以降は毎年実施する方針を固めた。登記の電子化で実態を把握しやすくなったことがきっかけで、休眠会社が犯罪に悪用されるのを防ぐ狙いもある。

登記電子化で実態把握

みなし解散は、役員変更以上行われない休眠会社。更なる登記が一定期間を、法務省の判断で解散



法相が対象会社を官報で公告した後、2カ月以内に役員などの登記をすれば、法務局に「事業を廃止していない」と届け出ないと解散とみなされる。

法務省は1974〜2002年、一部の例外を除きおおむね5年に1回、みなし解散の手続きを取った。

役員任期を延長した06年の会社法施行で、休眠会社の定義が「最後の登記から5年経過」から「12年経過」に変更されたため、上川陽子法相は今年11月、12年ぶりに公告。法務局は対象の約8万8千社に通知した。

法務省民事局によると、通知したうち「宛先不明」として返送されたのは約6万社で、大半がみなし解散となる可能性が高いという。02年には約11万社の休眠会社を確認し、うち約8万社がみなし解散となった。かつては法務局の職員が膨大な登記資料を手作

業で精査していたため「事務量や予算規模を考えると数年おきが限界」（民事局）だったが、08年に登記のオンライン化が完了し休眠会社の抽出が容易になった。

休眠会社の分割や転売は新たに会社を設立するよりも低コストで、審査

が甘いなどの問題もあり、詐欺や脱税など経済との指摘が出ている。

事件の温床になっている